○厚生労働省令第百五号

医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四十五号)

第二条第十五項の規定に基づき、 医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律第二

条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一 部を改正

する省令を次のように定める。

令和七年十月二十九日

厚生労働大臣 上野賢一郎

医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定

薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五 項に規定する指定薬物

及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令 (平成十九年厚生労働省令第十四号) の 一 部

を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

二百九十~三百五十匹(略)	イ	二百八十九 N― (二―メチルフェニル) ―N― (一―フェネチ	二百四十八~二百八十八 (略)	タミン及びその塩類	二百四十七 四―プロパノイルオキシ―N・N―ジメチルトリプ	九十九~二百四十六 (略)	ミノ)エチル―五―メチルベンズイミダゾール及びその塩類	九十八 二一(四一エトキシベンジル)———(二—ジエチルア	一~九十七 (略)	指定する。	。)第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に	関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という	安全性の確保等に	(指定薬物)	改 正 後
二百八十七~三百五十一 (略)		(新設)	二百四十六~二百八十六 (略)		(新設)	九十八~二百四十五 (略)		(新設)	一~九十七 (略)	指定する。	五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬	三十五年法律第百四十五号。以下「法」とい	機器等の品質、有効性及び	(指定薬物)	改 正 前